

2003年12月1日

庄原市長 滝口季彦 様

日本共産党庄原市委員会
市委員長 高橋弘文

庄原市政に関する要望書

2003年12月1日

庄原市長 滝口季彦 様

日本共産党 市議会議員 藤木邦明

2004年度予算編成に対する要望書

1. 市民本位の市政への転換

「徹底した情報公開」「市民との対話」「市民の目線・弱者の視点でのとりくみ」「市民主体の市政実現」という公約を堅持されること。

限られた財源のなかで市民の福祉や教育の増進を図ることを基本とする財政運営をすすめるため、投資的経費である普通建設事業について、その優先順位、事業規模などを見直し無理のない計画にされること。

各地域、各階層の市民の意見が市政に反映されるよう市政懇談会のあり方を見直すとともに、出された意見を市政に生かす姿勢を貫かれること。開催地区を市街地は数箇所に、周辺部は保育所・小学校区単位程度に区分し増やされること。青年、女性、高齢者、保育所保護者、小中学校保護者など各階層別にも開催されること。参加しやすい曜日・時間帯とされること。市からの報告は短時間とし、市民の意見をよく聞くことに重点をおかれること。

市民の市政への参加を保障するため必要な行政情報を全て公開されること。交際費を全て公開されるとともに官々接待を一切やめられること。

市民のさまざまな相談に対応する総合相談窓口の体制を強化し、市民相談活動を充実されること。人権センター、隣保館は市民の自主的な交流、教育・文化活動のための会館に移行し、市民生活課の市民相談係を独立させ、総合相談窓口として体制を強化されること。これまでの生活相談員、人権相談員制度は廃止し市民相談員制度（ボランティアを含む）を新設されること。

市町村合併の問題は市民の意向を尊重し民主的に検討されること。合併の是非を判断するために必要な詳しい情報を市民に提供されること。財政については特例措置が終了した後が問題であり向こう20年間の試算をおこないその見通しを明らかにされる

こと。最終的には住民投票を導入し市民の総意で合併の是非を判断されること。

各種審議会委員等の選任にあたっては、幅広い意見が反映されるよう委員数をできるだけ増やすとともに、同じ人の重複を避け、公募による委員を増やすなど公平性、透明性を確保されること。地方債の償還利息を削減するため政府系資金の繰上げ償還、低利借換え、償還期限の延長を認めさせるよう強力にとりくまれること。

市長ほかの特別職の給与、退職手当を適正に見直し大幅に減額されること。

今後は市長公用車等も2000cc未満の小型車にされること。

公正、公平な人事に徹するとともに、職員の意見や創意工夫を尊重し民主的で効率的な仕事のあり方を追求されること。

職員の給与については組合との交渉を尊重され「上厚下薄」の賃金体系を是正されること。サービス残業を一掃されること。

女性の地位向上と社会参加のため積極的にとりくまれること。

人権尊重のまちづくり計画は過去の誤った「同和行政」「同和教育行政」の影響を色濃く残すものとなっており全面的に見直しをおこなわれること。

公共料金を引き上げられないこと。都市計画税を導入されないこと。

2. 生活環境の整備

市の施設について一定年数毎に補修する基準を定め計画的に補修されること。特に教育、福祉施設は早急に補修されること。

生活道舗装の助成を再開されるとともに補助率を90%に引き上げられること。また、一定の距離を越える部分は全額補助されること。舗装が完了するまで補助制度を継続されること。生活道

を市道に編入し順次整備する計画をたてられること。
集落のない区間が長い市道については草刈委託作業路線にされること。
除雪路線を見直し、通行困難な路線は全て除雪されること。また、通学路などの歩道、除雪が必要な生活道についても除雪されること。
庄原赤十字病院前の市道の拡幅、歩道整備をすすめられること。
後山地区からの水後小学校への通学児童の安全を確保するため、市道横畑高茂線(水後小～後山町)を早急に拡幅改良されること。
市道宇留々木大塩線を早急に拡幅改良されること。
上野住宅入口等地元対応が困難な大型水路の暗渠部分の堆積土を計画的に除去されること。
しょうばらゆめさくら入口の国道の交差点に信号機を設置させるよう早急にとりくまれること。
中学校から上野池周辺に防犯灯を早急に増設されること。
田園文化センター駐車場入口の通路に夜間照明を増設されること。
市街地の防犯灯を計画的に増設されること。
周辺山間部の防犯灯を全額市費で順次設置されること。
集落のない区間が長い通学路線に緊急用の公衆電話を設置されること。
庄原駅の市営駐車場の舗装を早急におこなわれること。
合併浄化槽設置に集落排水事業並の助成をされること。
飲料水確保のためボーリング等に対する1件1戸の助成限度額を50万円に増額されること。
水洗トイレ改造資金融資の上限額を100万円に引き上げられること。
資源ゴミの分別回収を拡大徹底し焼却量を大幅に削減されること。

と。資源ゴミの販売代金を地元に戻元しゴミ対策にとりくんでもらうよう検討されること。各家庭に生ゴミ処理機等を貸与し堆肥化するよう検討されること

最終処分場の建設については安全性を最重点に最適地を選定し関係地域住民の理解と合意を得てとりくまれること。浄化センターのような初歩的な設計、施工ミスによる事故を再び起こさないため万全の設計、施工管理をおこなわれること。

- 21 山林や道路へのゴミの不法投棄をなくすとりくみ、ゴミを日常的に拾うボランティア運動に積極的にとりくまれること。
- 22 各家庭の電話回線を利用できる放送設備(オフトーク通信システム)を全戸に設置されること。
- 23 上野総合公園のグラウンドは、全天候型8レーントラック、天然芝のフィールドを備えた第4種公認グラウンド程度とされること。
- 24 板橋運動広場を野球場として整備されること。
- 25 市民が利用できる温泉スタンドを美湯ハイツの協力を得て設置されること。
- 26 山内駅、高駅のトイレの水洗化にとりくまれること。
- 27 市民の安全を確保するため駐在所の存続にとりくまれること。

3. 児童福祉、健康対策等の充実

へき地保育所の統廃合問題は地域の子育てのあり方を左右する大切な問題であり関係する保護者、地域住民との合意にもとづきその可否を決められること。

保育所間の交流を充実されること。

庄原保育所の過密状況を改善するため、当面新設される北保育所への庄原地区からの入所児を増やし、田川保育所、川北保育所の統合時期を一定期間延期するよう再検討されること。

園児の安全を確保するため庄原保育所の3歳未満児を1階で保育できるよう早急に改善されること。

エンゼルプランの積極面を生かし子育て支援策を充実されるとともに、株式会社の設立と保育事業の委託計画を止められること。他市と比較して高い部分の保育料を引き下げられること。第2子以降の保育料は無料にされること。

クラス担任保育士を正規職員の保育士にされること。

全ての保育所で延長保育時間を拡大されること。

全ての保育所の午睡室にエアコンをとりつけられること。

1、2歳児保育を充実されるとともに0歳児保育を実施されること。高保育所、へき地保育所でも2歳児保育を実施されること。へき地保育所給食を小学校の春休み、冬休みも実施されること。保育所給食にも米飯を導入されること。

保護者会活動に補助金を支給されること。

三日市保育所の外壁の塗装を吹き替えられること。

乳幼児医療費助成の対象を10歳まで引き上げられること。

3歳まで月1万円程度の育児助成金を支給されること。育児休業をとりやすい環境をつくるため関係する事業所に積極的に働きかけられること。

学童保育を希望に応じて拡充されること。

幼児から高齢者までを対象とした食生活を含む総合的な健康教育、予防対策を充実されること。

一般会計からの国保財政安定化支援事業繰入金算定額の8割に戻されること。国保会計繰越金、基金を活用し国民健康保険税を引き下げられるとともに、保健事業を大幅に充実されること。国保の申請減免の具体的基準を民生委員等に周知されるとともに広報などあらゆる機会をとおして市民に周知徹底されること。

21 障害者支援費制度に対応する窓口体制を充実されること。

- 22 精神障害者に対する福祉対策、就労対策等を充実されること。
- 23 盲導犬導入の助成枠を常に確保しておかれること。

4 . 教育の充実

教育基本法に定める「教育の目的」を教育の基本にしっかり位置づけられること。

いじめや不登校の克服、基礎学力を身につける教育の充実にとりくまれること。

小学校の「適正配置」問題は地域の子育て、教育のあり方を左右する大切な問題であり関係する保護者、地域住民との合意にもとづきその可否を決められること。学校組合は継続されること。

全ての児童、生徒に目がゆきとどくゆとりある（20名程度の）学級編成を庄原小学校、庄原中学校で早急に実施されること。

中学校に養護教諭、カウンセラーを2名ずつ配置されること。

不登校の児童、生徒が気楽にゆけるセンターを早急に開設されること。

保育所、幼児学級、幼稚園、小、中学校の教職員、保護者、教育委員会、福祉事務所などの代表による協議会を設置し連携を深められること。

学校間交流、PTA活動、子ども会活動、文化活動、体育活動を積極的に支援されること。PTA活動に対する補助金を早急に増額されること。

現在の建築基準前に建築された保育所、学校等の耐震診断を直ちにおこない、補強工事を早急におこなわれること。

庄原小学校の外壁の塗装を吹き替えられること。

水後小学校の屋内運動場の床を早急に板張りにされること。

中学校校舎の修繕、外壁塗装の吹き替えを早急におこなうとともに建替計画に着手されること。

中学校に調理場、ランチルームを建設し給食を実施されること。
給食の質の低下につながる株式会社の設立と委託計画を中止されること。

庄原小学校、東小学校の給食を共同調理場方式にされないこと。
両調理室のリニューアルを計画的におこなわれること。東小学校の調理室の屋根を早急に葺き替えられること。

学校給食を調理場毎の献立とし農協、生産者と提携し地場の農産物の導入に積極的にとりくまれること。

中央公民館の各部屋に補助暖房としてファンストーブを設置されること。談話室の照明を改善されること。

ポルノビデオ等の自動販売機の撤去に積極的にとりくまれること。

日の丸、君が代、年号などを市民や子どもたちに強制されないこと。

5 . 高齢者福祉の充実

介護保険制度の改善にとりくまれるとともに、これまでの高齢者福祉の水準を後退させないようとりくまれること。

低所得者世帯（特に第1段階、第2段階）に対する介護保険料、利用料の減免措置を拡充されること。

特別養護老人ホームの増床などの基盤整備に全力でとりくまれること。

介護保険対象外の高齢者に対するものを含めホームヘルプ事業、ショートステイ事業、デイサービス事業、デイホーム事業、給食配送サービス事業を充実するため積極的に助成されること。

介護保険対象外の高齢者に訪問看護サービス事業をおこなわれること。

在宅寝たきり（高齢者以外も含む）介護者に月2万円の介護手当

を支給されること。

各地域のふれあい給食に対する助成を充実されること。

シルバー人材センターへの助成や生きがい対策を充実されること。

介護保険の要介護認定書によって障害者控除、障害者特別控除を受けられるよう税務署との協議をおこなわれること。

老人医療費の低所得者の減額制度がもれなく適用されるよう医療機関、民生委員等への制度の周知徹底、手続きへの協力をつよく要請されること。

敬老会をおこなう小学校の屋内運動場のトイレを手すり付の洋式トイレに改善されること。

6 . 産業、経済対策の充実

コメの輸入と減反を押しつけ政府の責任を放棄する「米政策」や株式会社の農地取得を野放しにする「農地制度の見直し」をやめさせる運動、W T O協定を改定させる運動、生産者米価を保障させる運動に全力でとりくまれること。

直接支払制度を改善、継続させるとともに、複雑な申請手続きに対する援助をつよめ全ての対象地域で交付金を受けられるようとりくまれること。

しょうばらゆめさくらの経営状況を詳しく点検し成果と問題点を明らかにされること。

条件不利地の利用権設定に助成金を支給されること。

営農集団の農機具導入に補助金を支給されること。

営農集団の管理、経理事務従事者に助成金を支給されること。

畜産と稲作の相互振興をはかるため有機農業に対する助成を充実されること。

市内の飲食店、病院、老人福祉施設等で庄原産の1等米や野菜等

の食材を使用してもらうなど地産地消に積極的にとりくまれること。

イノシシの駆除対策を充実されること。捕獲報償金を増額されること。

特産品開発の自発的なとりくみを奨励し思いきった助成をおこなわれること。

中小企業融資の借換えを認められるとともに1%の利子補給をおこなわれること。

無担保・無保証人で限度額300万円の中小企業特別融資制度を創設されること。

商工関係者、本町地区関係者の意見をよく聞き、商工対策、商店街対策を確立されること。

若者定住を促進するため事業所関係者や若者参加の協議会を設置するなど労働行政を充実し、労働時間の短縮をはじめとする労働条件の改善と魅力ある働き場所の確保にとりくまれること。

建設工事等の入札にあたり、談合を防ぐとともに適正な競争を促すため、予定価格の事前公表、入札経過の事後公表、これらに関する啓発などを広報しようばらでおこなわれること。

建設工事等の入札は条件つき(地元の業者でできるものは、地元の業者によるなど)一般競争入札を原則とすること。ランク制等を見直し地元の小規模業者への発注率を引き上げられること。

指名競争入札をおこなう場合は、入札当日に入札参加業者を抽選で必要数にしぼることを条件に少し多めの業者を指名する仕組みを導入されること。

市発注の建設工事等について下請けをおこなう場合、地元業者との優先交渉、適正な価格での下請契約を契約約款で元請業者に義務づけられること。1次下請けから末端までの下請契約金額等を厳正にチェックし、元請け下請け関係の改善のため行政指導をつ

よめられること。

市発注の建設工事について瑕疵担保特約の期間は、これまでの事故などの実態をふまえ、少なくとも民法の定める期間（５年）を下回らないよう改められること。

小規模の修繕等については一定の基準を定め入札参加者に登録していない地元の小規模業者に優先発注されること。

- 21 文具、事務用品、備品などについても地元の各業者からまんべなく購入されること。
- 22 今後は地元産の木材の使用を基本とした学校、保育所等の建設にとりくまれること。
- 23 地元産の木材の使用を基本とした住宅建設に助成金を支給されること。

7. 同和行政、同和教育行政の完全終結

同和行政を完全に終結し一般行政に完全に移行されること。同時に一般行政の水準を引き上げられること。

同和対策としての個人給付事業を完全に廃止し、必要なものは一般行政のなかで全市民を対象とした施策としておこなわれること。

生活相談員、人権相談員、人権啓発指導員などを廃止されること。人権センター、隣保館は市民の自主的な交流、教育・文化活動のための会館に移行されること。

公教育の中立性をまもり運動団体の介入を許さない教育行政を完全に確立されること。「平和集会」や「解放子供会のとりのくみ」などの社会運動を学校教育にもちこませないこと。

人権教育、人権啓発をこれまでのような誤った「同和教育」「解放教育」に変質させないこと。

同和奨学金制度を完全に廃止し、全ての低所得者世帯を対象とし

た奨学金制度を充実されること。

同和住宅資金について返済能力がありながら返済されない者については法的措置をとられること。

各地区にある教育集会所の所有権と管理を地元に移管されること。

各地区にある給水施設の所有権と管理を地元に移管されること。

共同墓地の所有権と管理を地元に移管されること。